

明治前期における佐賀県の中学校

生 馬 寛 信

Middle Schools of Saga Prefecture
in Early Meiji

Hironobu IKUMA

はじめに

明治前期において、政府の中学校普及・整備の政策は、初等教育や教員養成などと比較して消極的であった。中学校の性格や枠組み、全学校制度体系の中での位置づけも、十分に確定していなかった。そのため、「民為委任」の中で、全国各地方の中学校は、旧藩立学校の継承、新設外国語学校の変身、町村立中学校の創設、私塾に少し手を加えた程度の私立学校の簇生など、多種多様な中学校が存在した。

佐賀県における明治前期の中学校も多様であった。本稿では佐賀県ないし三瀨県、長崎県の佐賀県域（明治九年四月から三瀨県、同年八月から明治十六年五月まで長崎県に編入）における明治前期の中学校の設立状況をみていく。

一、中学校の創始と模索

(1) 「学制」発布前の中学校

近代学校制度体系の一環としての中学校の成立は、明治五年（一八七二）の「学制」発布によるが、それ以前の府藩県にも「中学校」の名をもった学校は存在していた。佐賀では、廃藩置県時の明治四年七月頃に中学校を設けた。これは旧藩校弘道館（明治二年六月からは「学校」と改称）を上級と下級で、中学校と小学校に改組して成立したもので、士族を対象とする皇・漢学の学校であった。⁽¹⁾ 教官組織は大・中・小教諭、大・中・小寮監、授業生からなっていたが、この中学校は明治五年四月に廃止された。当時の教官で後に佐賀変則中学校、佐賀中学校の教員となった者もいる。

(2) 開成校の設立

明治五年八月三日発布の「学制」では、「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ、分子上下二等トス」と規定しているが、「普通ノ学科」の概念は不明確であった。また、大学・中学・小学区制を設定し、人口約一三万人に一校程度の中学校設置を構想したが、それは机上計画にすぎなかった。文部省は明治五年八月十七日に「外国教師ニテ教授スル中学教則」、同年九月八日には「中学教則略」（翌六年四月改正）を定めて、中学校教育内容の一応の基準づくりをしたが、その拘束性は極めて緩やかだった。「小学ヲ経タル生徒」は少なく、各地方も中学校設立までは手がまわらなかったため、明

佐賀藩・佐賀県中等教育史略年表

明治	3年・11	佐賀藩士の課程を定める(小学校7歳、中学校15歳、陸軍所21歳)。	10年	2	19	長崎英語学校を廃止。	
	(二七〇)		(二七七)	4	4	旧佐賀県内3ヶ所の教員伝習所を廃止し、佐賀に佐賀師範学校を設置(本科2年、速成科6ヵ月)。	
	4年・7	弘道館跡に中学校を開く。		5	8	私学条例を改定(県号外)。	
	(二七二)			6	4	中学区画・番号を改正(県甲第63号)。中学区域には変更なし。	
	(二七三)	鹿藩置県により佐賀、蓮池、小城、鹿島、唐津、厳原の6県を設置。		6	14	公立中学校旗を制定(県乙第86号)。	
	(二七四)			6	14	公立中学校費賦課の方法を定める。	
	8	官費郷学校を廃止し生徒を佐賀庁下の中学校、小学校に集める。	11年	3	20	各区公立中学校従前の規則を廃し、長崎県中学校規則を定める。(県甲第46号)。	
	11	6県を統合し伊万里県を設置、県庁は伊万里。	(二七八)	3	23	長崎准中学校を旧官立長崎英語学校跡に移転。	
	14	中学校を廃止。蕃学校は存続。		5	23	変則中学、准中学を〇〇中学と改称のことを布達(県甲第58号)。	
5年	4	県庁を佐賀に移し、伊万里県を佐賀県と改称。		6	6	佐賀師範学校廃止、生徒を長崎師範学校に移す。	
(二七五)	5	蕃学校を廃止(教師のヒンヤトル満期により)。		7	7	長崎県会が県立中学校の設置を認める。	
	8	蕃学校を廃止(教師のヒンヤトル満期により)。		8	21	佐賀中学校の規則を廃止し、一般校則を定め、9月1日より実施。	
6年	4	長崎の第五大区第一番中学を広運学校と改称。		10	10	私立中学校成寅義学を佐賀郡松原村に開く、主宰者は田中種審	
(二七六)	5	佐賀の乱起こる(3・1)。		10	30	長崎中学校が県立となる。他の公立中学校は12年1月から県立移管。	
7年	2	長崎の広運学校を長崎外国語学校と改称。		12年	1	小城郡多久小学校と同郡桜岡小学校に変則中学科を付設。	
(二七七)	4	変則校として洋学の開成校を開校。	(二七九)	1	1	佐賀、鹿島、唐津など長崎中学校以外の各公立中学校を県立移管。	
	9	長崎外国語学校を長崎英語学校と改称。		2	2	徴兵令改正に関わり、県立中学校の入学試験法を改正。	
8年	12	小学教員講習所を開く。		4	4	鹿島に藍田私塾開業。	
(二七八)	23			7	9	長崎、佐賀両中学校英学部教則を制定(県甲第92号)。	
	27			8	4	佐賀中学校付属書籍館規則を制定(県甲第111号)。	
	9			11	頃	杵島郡武雄小学校に変則中学科を付設。	
	18			13年	1	14	私学条例を改定(県甲第9号)。
	1	県内3中学区の各中学区ごとに小学科教員伝習所を開く。	(二八〇)	2	20	長崎県中学校学則を改定(県甲第22号)。	
(二七九)	1	第一番変則中学校を佐賀に開校。		3	17	公立中学校の教員不足を補うため、長崎県師範学校に中学科特別研究生を置き、生徒募集(県甲第33号)。	
	20	長崎県准中学校諸規則を頒布。		7	22	教育令第3条に掲げる学科を具備しない学校は中学校の名称を	
	20	私学条例を制定(県甲第43号)。					
	4	鹿島に変則中学校を開校。					
	3	鹿島に佐賀中学校を併合される。					
	4	佐賀県は三藩県に併合される。					
	18	洋学の開成校廃止。					
	8	佐賀県は三藩県を離れ長崎県に併合。					
	21	佐賀変則中学校則・教則を定める。					
	6	唐津に准中学を開校。					
	10	佐賀変則中学に英学部を設ける。(経費は旧藩主鍋島家からの寄付金による)。					
	10	佐賀変則中学給外生徒規則を定める。					

7	許さず、且つ変則中学の名称使用も許さず（県甲第106号）。
14年 6	長崎県武雄中学校開校。
(一八六)	長崎県小城中学校開校（小城と多久で誘致争いの末）。
15年 7	長崎県神崎中学校開校。
(一八六)	長崎県轟木中学校開校。
16年 5・9	佐賀県は長崎県から独立。長崎県〇〇中学校を佐賀県〇〇中学校と改称。
(一八六)	

治八年（一八七五）までの全国の中学校設置数は少ない。明治六年は公立三校、私立一七校、七年は公立一一校、私立二二校、八年は公立一一校、私立一〇五校となっている。⁽²⁾

さて佐賀県では、中学校という名称はもたなかったが、外国語を教授する変則校「開成校」が、明治七年九月に開校した。開成校は広義には、佐賀藩の蘭学寮（天保十一年）明治維新頃）、蕃学稽古所、致遠館（慶応三年）明治二年二月）「学校」内蕃学寮、蕃学校（明治二年八月）明治六年四月、ただし一時期中断）の後裔とみることが出来る。開校にあたって作成された県庁内の稟議書には、次のようにある。

変則仮中学速ニ建校可仕之処、中学建設遅速之紛議も相生シ、且ハ教師にも乏シク色々苦慮仕候得共、彼是遷延罷成、漸先般一定仕候。尤先以外国語学より開業仕候方都合宜敷段、学区取締よりも申出、尚探聴仕候処、其情実も有之候ニ付、兼而伺置候持論ニハ聊齟齬仕候得共、先以西洋学より御開業相成候様仕度愚考仕候ニ付、其段上申之上、教師も夫々拜命仕候得共（云々）⁽³⁾

17年 2	佐賀県有田中学校開校（有田と伊万里で誘致争いの末）。
(一八四)	7・1 県下7中学校を廃して佐賀を残し、佐賀県中学校創設。他は郡・町村立中学校か高等小学校に転換。
19年 9・1	佐賀中学校を佐賀県尋常中学校と改称。
(一八五)	

外国語および皇漢学両備の変則仮中学開校を企図したにもかかわらず、外国語学だけのいわば片肺開校となった詳しい理由については、文面からだけではわからない。考えられる一つの理由は、この伺文書の中に、「先度之風災ニ而破損所も不少」とあり、七年梅雨期の二度にわたる風水害で、旧弘道館校舎が破損し、施設・設備上の不備が生じたことがある。しかし、伺文書に「當繕全備之上、皇漢学課も被置」とあるように、校舎の条件が整えば、できるだけ早急の皇漢学課設置が企図されていた。そこでもう一つの理由として、明治七年二月の佐賀の乱との関係が考えられる。佐賀の乱との関連で中学校設立問題をみると、中学校の早急な設立はむしろ緊要の課題とされていた。小学の学齢を超えた士族の「志学」者のための学校開校は喫緊の課題とされていたからである（明治七年五月、県庁権中属藤江正敦「学校建設見込之略議」）。梅雨期の暴風雨で県民生活に不安感が広がっていた上に、士族の中には、「各処私学ニ分散従学スル者少カラズ、学齡子弟ト雖トモ亦之ニ倣ヒ其父兄ノ党派ニ因抛シ、進デ学ニ就カス」という状況があった。この状態を放置する

ことは、不平士族が再び党派を結ぶ温床を放置することになりかねなかつた。このように、中学校の設立が求められながら、片肺開校になつたのは、漢学系の教職適任者とみなされる者には、封建制への復帰を求める憂国党系の漢学者・守旧派が多かつたためではないか、と思われる。これに比べ、開成校教員にも乱関係者がいるが、彼等は征韓派で理念的には新政府の方針に近かつた。しかし、以上の点は推測の域をでない。

また何文書は、教則・校則の編製にあたって、その案文条々が厳格な内容となつたことについて、次のように記している。

校則教則編成之儀(中略)条々余り繁冗且ハ過激ニ涉リ、或ハ苛酷ニ属シ候事件も有之候得共、何分当地ハ議論囂然之風習ニテ、殊ニ学校之義ハ先年来より物議紛々、終ニ中途廃絶ニおよび候覆轍も有之趣ニ相聞候、右ハ規則緩慢或ハ予設セザルヨリ然ラシムル処と愚考仕候。之ヲ未萌ニ不防候而ハ弊起ル之日取捨すべからず、故ニ前以儼然規則相立置、人ヲシテ啄ヲ容ルルナカラシメ、若シ之ヲ違犯スル者無用捨処分ニおよびニ至ラハ、議論之為メ中途崩壊スル之患有之間敷、依之当地之人情ヲ斟酌シ、且即今目撃スル処之教師生徒ノ弊習ヲ予防スル為メ、仮ニ校則四十条ヲ編製ス(云々)。(6)

県政担当者が最も恐れたのは、校外者と連携した形で学校が論争の温床となることであり、できあがつた校則をみると、校内者と校外者の交流を厳しく制限している。

開成校の教師については表(1)、カリキュラムについては表(2)のよ

うになつている。開成校の校費は県内三中学区に分担賦課した。開成校の教育や生徒の動向、進路などについては、ほとんど明らかになっていないが、残存文書で僅かのことを知りうる。開成校が所蔵した書籍については、旧藩時代の蕃学寮、廃藩置県時の蕃学校から引きついで所蔵し、明治九年調査した書籍目録がある。(8) 開成校は数学を重視し、旧学校時代から受け継いだ図書だけでは、数学関係図書が不足したようである。七年十月に学校は次のような書籍購入を申請した。(9)

代数学教授本 二 数学教授本 三
幾 何 学 二 洋学例題 共 三
洋算訓蒙 但答共 五 比 例 題 一
洋算独学 録共 一 代 数 学 支那 一
小学対数用法 一 数 学 訓 蒙 五

明治八年八月十七日から二十四日にかけて、英学・仏学の生徒試験日割を県庁に届け出た文書があり、英学は八級から二級まで、仏学は八級から六級までの試験日が設定されている。(10) また同じ八月の文書中には、開成校舎長として、長崎遊学の吉富祇貞にかわつて、洪恒太郎を任命する旨の伺書がみえる。(11)

明治九年四月に第五大学区巡視で佐賀県を視察した中督学の野村素介は次のように報告している。

庁下英語学校従来ノ廃ヲ興シ、絶ヲ継キ、明治七年九月開業ス。県下英学アル者七名ヲ聘シ、以テ教員ニ任ス。生徒ハ六十余名ニ過キス。従来創業ノ意、語学一方ニ安スルヲ要セス。故ニ校費凡

表1 中学校の主な教員

人名	学習歴・職歴	人名	学習歴・職歴
<p>○開成校</p> <p>副島 昭庸 志波 虎次郎 倉永 猪一郎 山口 健五郎 大塚 琢造 牧 由郎 田中文郎 大庭 景龍 辻 小伝太 ロバート・チスローン</p>	<p>英学、征韓党・放免。 英学、同右、明治4年伊万里県費英国留学生。 独逸学、同右、同右。 仏学、征韓党・除族、明治4年伊万里県費仏国留学生。 仏学、同右、同右。</p> <p>カナダ人、県病院医術教師、毎月6回語学を教える。</p>	<p>○鹿島中学校</p> <p>谷口 中秋 (藍田) 平尾 家廉 山口 復四郎 谷口 竹一郎 鍋島 彬智</p>	<p>広瀬淡窓の高弟、江戸で佐藤一斎、古賀侗庵と交わる。 家塾を開き生徒を教導、旧鹿島藩学校教授、鹿島中学校で教導後、藍田私塾を開く。 佐賀藩武富文之助、草場立太郎らに漢学を学ぶ。旧鹿島藩学校奉務。戸長奉務。明治13年校長。 父谷口中秋に漢学を学ぶ。東京で英学研究。 日田、薩摩、京都、東京、佐賀で漢学、明治11年校長。 幹事。</p>
<p>○佐賀中学校</p> <p>満岡 勇之助 石井 木造 横尾 義勇 関 清甫</p>	<p>東京遊学、東京の大学校大得業生兼舎長、東京府中学校編纂掛、中学校(佐賀)中教諭(明4・7・5・4)。 佐賀県少属。 中学校小寮監(明4・7・4・12)、東京遊学、日新小学校教員。 東京でフルベツくらに従い洋算研究、佐賀藩陸軍所数学小師範、中学校・番学校回職(明3・10・4・9)、番学校大寮監(明5・6・6・2)、勤興小学校・開成校の算術教員。</p>	<p>○唐津中学校</p> <p>小田 周助 丸山 愿 松浦 顕龍 飯田 勝貞 小川 司馬太郎 河村 藤四郎</p>	<p>愛知県士族東京攻玉塾などで英学、数学を学ぶ。旧名古屋藩洋学校、愛知県英学校、官立愛知英語学校などで教える。明治15年校長。 唐津藩の大草銃兵衛、保利文溟、佐賀藩の草場立太郎らに漢学を学ぶ。唐津志道舎入学。 静岡県士族、英学。 幹事。 官立東京師範学校卒業、幹事。</p>
<p>詫摩 種貞 鍋島 春城 相浦 肇 原口 元照 峯 是三郎</p>	<p>算学研究、変則中学校では算学教員。 東京の大学校で学ぶ、川上神社、松原神社祠官を勤め、変則中学校教員は兼務。 明13・14 校長兼訓導。 中学校小教諭(明4・7・5・4)。 官立東京師範学校卒業。</p>	<p>○小城中学校</p> <p>筏 玉城 重松 礼吾 内藤 正由</p>	<p>明治15年12月厳原中学校長から小城中学校長に転任。17年2月有田中学校長となる。 明治13年校長。 明治15年校長。</p>

ソ百五十余円ヲ管下三中学区ニ課シ、開校モ亦、教員伝習所ニ先タツ。其意ヲ注スル、各校ヨリ急ナル所アレハナリ。進歩ノ度、未タ熊本ト比ス可ラス。聞ク、漸次教則ヲ改正シ、教師ハ外国人ヲ聘シ、生徒ハ志願募集ノ二様ニ分チ、(志願生ハ学資ヲ自弁シ、募集生ハ各区ノ選挙ニ関リ、卒業ノ後、勸業ノ責ニ任ス)。在学六年、舎密百工ノ学科ヲ設ケ、或ハ其国産ノ磁器ヲ精巧ニシ、或ハ各地適宜勸業ノ源ヲ開ント欲ス。

一般的には各県とも簡易速成の教員養成機関創設を中学校創設に先行させたが、佐賀県では外国語学校の設置を急いだこと、学校の発展整備の度合いは熊本の洋学校より相当遅れていたこと、外国人専任教師の雇

入れや実業系の学校への発展を企図していたことが知られる。事実、明治九年三月九日に、報告書後段にあるような形で、開成校の学制改革案を作成し、改正条目案を各区の学区取締(戸長が兼務)に布令した⁽¹³⁾。しかし、切角改正条目を立案しながら、九年六月に開成校は廃止された。同年四月に佐賀県が廃止されて三藩県に併合されたが、これによって目下「備金」がなく、しかも学校経費の賦課分担を議する区戸長会議が、管轄替によって機能を失った、との理由による。

明治九年二月に漢学中心の佐賀変則中学が開設されたが、開成校の廃止によって洋学教育の場が失われることを憂慮する声⁽¹⁴⁾が、廃止

表 2 開成校の教則

級	英	仏
1 級	経済書講読 ヨーロッパ史講読 翻訳, 算術	仏近代史, 翻訳 究理書会読 算術
2 級	究理書会読 大万国史講読 作文, 算術	中古史講読 近代万国史講読 作文, 算術
3 級	究理書会読 各国史講読 算術	古代史講読 究理書会読 算術
4 級	究理書講読 各国史 算術	小歴史講読 究理書講読 算術
5 級	地理書会読 小万国史 算術	書取 文典会業 大地理書素読
6 級	文典会業 地理書素読 算術	文典素読 地理初歩(素読・講読) 書取, 算術
7 級	文典素読, 習字 書取, 算術	レクチュール, 会話書 綴字, 習字, 算術
8 級	綴字書, 習字 リードル, 算術	習字, シラベール 単語篇, 算術

後に起った。同年八月二十日、十七大区一小区(旧佐賀県庁下)の副島昭庸、志波剛平、多伊良文作、村地正治の四人が、次のように洋学再興願を三藩県庁に提出した。四人はいづれもかつての開成校関係者である。

生徒一般此学之緊急必要ナルヲ了解シテ学業之優隆ヲ企冀シ、新ニ英国之教師ヲ徴招シ、以而学科之制定ニ着手セントス、随而其書籍器械之如きも、稍々完備ニ赴き候機運ニ際シ、右御指令ニ由而積年之勞一朝ニ廢格致シ、誠ニ希代之遺憾ニ堪ス、依而今般有志之輩憤慨之志を合せ、各月之経費を以而洋学を興復シ、中学校内において併立之用途を定メ、旧来之宿志を續き、猶又憤勵相加

度(云々)⁽¹⁴⁾。

結社的な性格をもちながら、佐賀変則中学校内に併置の私立学校が構想されたが、実際には、この願書提出直後頃から連名者の副島ら四人が中心となつて、佐賀変則中学校内に洋学教授が開設された。

そのため長崎県庁(八月二十一日に長崎県に管轄替)は、同年十一月、「変則中学内ニ既ニ内々ニ而授業到来、更ニ不都合之儀も無之候間、願意御許容相成可然」との理由で、「書面願之趣聞届候条、尚教則校則等之儀ハ取調、更ニ可申出候事」と指令した⁽¹⁵⁾(指令案)。

(3) 佐賀・鹿島・唐津の変則中学校設立

明治九年二月に第六中学区第一番変則中学(佐賀変則中学)、四月(一説には二月)に第七中学区鹿島変則中学、十月に第八中学区唐津准中学が開校した。この前年明治八年三月に佐賀の開成校に隣接して小学教員講習所が開設したが、開設が県庁内で稟議された同年一月の時点では、同時に中学校創立も計画され、設立伺書には、「講習所並ニ中学校設立之御主意予シメ御内示ノ次第ニ基キ、大概目的左ニ奉伺候事⁽¹⁶⁾」とあつて、条目第一項に、「同校中へ変則中学ノ心得ヲ以テ翻訳書或ハ国典経書ヲバシムヘキ事」とある。この時は実現しなかつたが、中学校創設を求める声は次第に高まつていった。官立東京師範学校出身で講習所訓導を勤めた古渡資秀は、八年末か九年始めに草したと推定される建議書の中で、次のように述べている。

中学校ナル者ハ小学全科卒業ノ者入テ学フヘキ所ニシテ、小学未

編布セサルノ日遽ニ此ニ着手スル或ハ先後緩急ニ論ナキ能ハサレ共、兼テ熟知セラル、如ク、佐賀県下ハ従来文学隆盛トモ称セラシレ地ナリシヲ以テ、小学々齡外ニシテ文学ニ従事セントスル者頗ル居多ナリ、今日断然之レカ所ヲナス、因循過キ去レハ、他日凡百不都合ヲ醸生セン⁽¹⁷⁾。

明治九年になつて相ついで設立された三変則中学校は、文学通り一中学区に一枚ずつ設けられたことになる。明治八年三月に制定の「学費賦課条例」が機能したことによつて設置が可能になった。

佐賀変則中学開設にあつては、八年十一月二十五日付第六中学区第一番小学区取締宛の学第二十三号達で、同校資本として県から特に一五〇〇円を下げ渡す旨を達示している。

佐賀と鹿島の両変則中学開校直後に巡視した中督学野村泰介は次のように報告している。

庁下変則中学本年二月開校、生徒百七十名、多クハ寄宿トス。県下学素アル者ヲ以テ教員ニ充ツ、教則ハ物理学等翻訳書ヲ加フト雖モ、浩瀚高尚ノ漢籍ヲ以テ本トナシ、概スルニ時様ト背馳シ、不平等ノ趣向タルヲ免レス、是県官其煩ヲ避ケ、一時之ヲ一校ニ集メ、教則ノ当否授業ノ得失ヲ不問ニ付スル所以ナリ。夫ノ保護ノ如キハ庁下中学区ニ課シ校費ニ充ツ、他日該校ノ方向ヲ変シ処スル所アルヘシ。

鹿島又本年二月ヲ以テ変則中学ヲ設立セリ、余之ヲ親視セス、其聞ク所ニヨレハ、生徒ノ多寡学歩ノ進否庁下中学ノ性質ト相反シ、普通ノ教則ヲ以テ学齡以上若クハ小学卒業生ノ用ニ供セリト。現

表 3 中学校の教科

明治 9 年			明治11年(長崎県中学校則)		
佐賀変則	鹿島変則	唐津准	教科	下等	上等
文章学	作習	文字	文章学	級 6~1	級 6~1
地理学	地理	地理	地理学	6~1	
歴史学	歴史	史学	史学	6~1	6~1
政体学	政体大意	政体	法学	6~1	6~1
法律学		法律	法学		
経済学		経済学	経済学		6~3
		商法学			
		農学			
理 学	物 理	理 学	物理学	6~1	6~3
	物 理	物 理	化学	2, 1	6~1
	博 物	博 物	博物学	4~1	6~1
	生 地	生 地	生物学	6~4	
	植 物	植 物			
	△星学大意	△重幾何	数 学	6~1	6~1
算 法	△代算	△算術	数 学		
	△画	△画	画 学	6~4, 1	6~1
		外国語	記簿法	2, 1	6, 5
修身学	修 身	修 身	修身学	3, 2	

1. △の教科は当分欠課のもの
2. 各中学校校則、「県公報」による

改正の他に改めて、甲号「変則中学吏員存廃」並びに「経費賦課金節減」、乙号「齢外生徒規則」を草して県庁本庁に上申し、認可指令(案)を得た。甲・乙両号の上申については、次のような文書を送っている。中学校をめぐる佐賀庁下の世情をよく伝えているので、煩雑だが全文引用する。⁽²²⁾

学務二八八〇七号

第六中学区佐賀変則中学校校則校則過般御改正御発令之際ニ接シ、該校経費上三関シ民間区々之紛議ヲ生シ候哉ニ伝承候条、現地之景況詳細聞合候処、各区上等小学之設置モ無之、加之、下等小学ト雖トモ未タ完備セサルノ現況ニ付、多少之民費ヲ以其校費ヲ保護スルニ暇ナキノミナラス、今日

(イ) 佐賀変則中学校

佐賀変則中学校設立にあたっては、その設立上申書に、「当県下第六中学区内各小学校生徒学業日を追而進歩致シ、且学齡外之子弟尚学間に従事せしむべき者も夥多有之、差向、変則中学ヲ設ケ無之而不相叶(云々)⁽¹⁹⁾」とある。発足時に定められた規則をみると、十四

「民間区々之紛議ヲ生シ」、中学校と佐賀支庁の改正上申に対して、県庁本庁は指令に慎重になった。そのため、佐賀支庁としては教則

歳以上十九歳以内を「正則生徒」、二十歳以上を「変則生徒」として、正規の中学校年令以上の生徒を收容しようとしている。入学生徒は全てが八級からの入学ではなく、試験によって相応の等級に振り分ける。月謝は第六中学区内生徒は「幾分」、区外生徒には二十五銭と定め、区内・区外で差をつけている。

二月の発足時に定めた同校諸規則は、文部省督学の報告書にもあるように、仮定的なものだったので、十月に諸規則の改正を行った。⁽²¹⁾

金寄付金ヲ以テ校費ヲ償弁シ、該中学区課金ヲ以テ之ヲ補助ス⁽¹⁸⁾

設立当初では、佐賀変則中学では漢籍が主で、それが「不平徒」によって支えられ、同校が不平徒の温床となる危険は以然として残っていたことが、うかがわれる。

此校ヲ開キ、其費ヲ課スルニ至テハ、元來其緩急ヲ失シ、本末顛倒候条、民情ニ戻リ何分ニモ集財出來兼候哉之趣各区戸長ヨリ陳弁ニ及ヒ候。仍テ方今各府県學事之事情ヲ反復回想スルニ、各地方貧富華僻ヲ論セス、上下二等小學之設ケ未タ完全ナラサル者十中之八、九に居リ、實ニ本地ト大同小異ノ形情ニシテ、又同一之中學アリ、独リ此区ニシテ此紛情アリ、又各区小學之設完備ニ至ラザルハ今日ヲ待タスシテ、判然素ヨリ其學制發行之日淺ケレハ、小學課卒業之者無之ハ必然、故ニ其生徒ニ至テハ、齡内優等之者ト齡外読力秀越ノ者トヲ募集シ、之ヲ成育セサルヲ得ス、之レ固ヨリ文部ノ許ス所ニシテ、学区之分画エル所以ナリ、然ルニ、区内之公費ヲ以之ヲ維持ス不可トノ言論ハ、如何情理ニ悖戻致シ候哉ニ考量任候、殊ニ該校費用之義ニ至タハ、既ニ各春区内之民議ヲ經、無異議分課之方法等御確定御布達有之候義ニテ、何歟今日ニ至リ、紛紜ヲ生候筋ニ無之者瞭然ニ候得共、其原因ヲ推索スルニ、管下屢廢合、東西分裂之際ニ接シ、民心自ヲ變換ヲ生シ、加ルニ該校之經費巨額ニ過キ、且ハ從來養成之方法良善ナラサルトニ依リ、此ノ紛情ヲ醸生候様考察仕候条、今後教育上之注意ハ勿論、教員及ヒ雜務關係ノ人員ヲ減少シ、其經費ニ至テハ、非常之省略ヲ加ヘ、一際該校之面目ヲ改メ候義現今至要之急務ト考量仕候条、前議御決定相成候同校學費分課金二千円余集財之義ハ當時頗ル難題ニ屬シ候条、以後一千五百円ノ金額ヲ以將來維持之目的相立度候条、前書御評決之上、猶又各区々戸長ヘモ督責相加ヘ度候条、左ニ條件之通奉伺候条、至急何分之御指令有之候様致度、

此段奉伺候也。

明治九年十月二十五日

佐賀支庁在勤 権大属 島 義之 印

県令 北島 秀朝殿

追而 變則中学校經費分課並ニ費用積高別紙計算書之通ニ御座候也。

(別紙)

第一条

教員四名ト定メ内二名算術担当ノ事。

第二条

生徒學業優等ノ者内二名ヲ撰挙シ舎長トシ、平素舎内之正邪勤惰ヲ監査シ、内一名ヲ兼授業生トシテ正課ニ從事セシメ、外一名ヲ兼幹事補トシ、雜務ノ事ヲ司ラシムベキ事。

第三条

幹事付屬一名相廢候事。

第四条

教員三名相廢候事。

第五条

書籍係ヲ相廢候事。

学資積

一金貳千円

此内

金千五百円 民費

金五百円 是ハ五千円旧知事ヨリ寄付相成ルヘキ分、此利子

経費凡積

一ケ年金五百円

一金千二百円 是ハ経費一ケ月金百円ツ、一ケ年分凡積高

小学校もまた普及していない段階で、中学校費負担に対して中学区内住民の不满があった。さらに、三瀨県、長崎県と度重なる管轄替に対しても県民の動揺は大きく、これへの不满が底流にあった。

当時佐賀県は「難治県」の一つとされていた。

佐賀変則中学校を将来にわたって維持するために建てた教職員削減策に従って、次のような処置が実行された。⁽²³⁾

幹事 牟田玄之助 月俸二〇円

教員 満岡勇之介 同

同 原口 元照 同

算術教員 関 清甫 一七円

教員 鍋島 春城

同 横尾 義勇

同 下村 充明

書籍掛雇 相原 貞躬 免職

幹事付属 大石 良七 免職

なお、原口元照と関清甫については、明治九年二月に設置された第六中学区小学校教員伝習所兼務を命ぜられ、月給も伝習所費から支給されることになった。

明治九年十月二十六日には、さきに開成校のところできりあげた佐賀変則中学校内の洋学所設置で、副島ら四人に教員辞令が出され

た。

今度佐賀変則中学内へ洋学所相設候儀御許容相成候半ハ、教員之儀ハ左之人々へ被命候様仕度、御辞令案奉伺候也

御辞令案

各通

副島 昭甫

志波 剛平

辻 正雄

多伊良文作

佐賀変則中学内洋学教員囑任⁽²⁴⁾正式に佐賀中学校英学部⁽²⁵⁾の教則制定が公報として布達されたのは、明治十二年七月九日の県甲第九二号による。

第六中学区(明治一〇年六月四日から第八中学区に番号変更)

は中学区域が広く、「当八中学区ノ如キハ本部遠隔之場所其遠隔ニ依り入学志願之生徒ニシテ其志ヲ達スル能ハサル者モ往々有之趣⁽²⁶⁾」との理由で、明治十一年一月、小城郡から変則中学校分校

設置の願が出された。小城は藩制時代は鍋島支藩小城藩の所在地であり、藩校興讓館が設けられていたから、その意識もあつたと考えられる。しかし、この時は、長崎県庁から「中学分校設立ノ儀ハ不苦候得共、予其位置ヲ指定シ学資金ヲ取極候儀ハ難及詮議候条、学区ヨリ出願候ハバ、彼是不都合無之様取調処分方可伺出候事」と指令し、⁽²⁷⁾分校設立は実現しなかつた。

表4 各中学校教員・生徒数

(『文部省年報』による)

年	教員・生徒	中学校名		(公)佐	(公)鹿	(公)唐	(県)武	(県)小	(県)神	(県)轟	(県)有	(私)戊寅義学
		賀	島	津	雄	城	埼	木	田	人		
明治9	教員 7人 生徒 153											
10	教員 7 生徒 83											
11	教員 10 生徒 98											2 70
12	教員 15 生徒 149											2 86
13	教員 18 生徒 153						3 28					
14	教員 本科 121 生徒 英学部 55						50					
15	教員 13 生徒 207						5 54	5 78	4 108	3 74		
16	教員 10 生徒 193						6 68	6 81	5 93	5 80		
17	教員 14 生徒 431		(町村立) 8 120	(町村立) 7 113	(町村立) 7 22	(町村立) 6 88						
18	教員 23 生徒 (高初卒) 369 19		104	104	31 97	104						
19	教員 17 生徒 406 卒 20 中退 133		(町村立)	(町村立)		(町村立)						

(ロ) 鹿島変則中学校

明治九年四月に第七中学区藤津郡高津原村に開校した公立鹿島変則中学は、支藩鹿島藩校弘文館(明治三年、溶造館と改称し、廃藩置県後は鹿島義塾となっていた)を前身とする。鹿島変則中学には旧藩主の鍋島直彬が千円を寄付、鍋島彬智が幹事となった。⁽²⁸⁾ 主な教師には元溶造館教授で鹿島義塾を開いた谷口中秋(藍田)・復四郎親

子、教員養成機関の鹿島伝習所教師を兼務の山口竹一郎がいた。同校は十四歳から十九歳までを生徒とし、下等六級、上等六級に分れ、一応形式的には「中学教則略」によっている。教科は別表(3)のとおりで、『英政如何』『英史』などの教科書名はみえるが、外国語を欠いている。なお、十九歳以上の者にも、「十九歳以上ニシテ小学ニ就キ難キ者亦入ルヲ許ス、是ヲ準科生ト称シ科中ノ書目ヲ簡ニシテ之ヲ授ク」とあって、十九歳以上の者にも就学の機会を与えている。⁽²⁹⁾

(ハ) 唐津准中学校(変則中学)

明治九年十月には唐津准中学校が開校した。准中学は種類としては変則中学校である。唐津准中学は旧唐津藩末期(明治維新後)に創設の藩校「志道館」と、明治四年八月創設の唐津県英学校「耐恒寮」の流れを汲む。『唐津市史下』によると、志道館は廃藩置県後に私塾志道義舎となり、それが潰れて余課序となった。余課序は明治七年に東京に進学していた大島小太郎が唐津に帰り、志道義舎の教師だった中沢見作、松浦顕龍らと図って設立したものである。余課序の生徒は次第に増加したので、場所を移して校名も共立学校と改称した。出典は不明だが、『唐津市史』⁽³⁰⁾によると、共立学校は下等中学と上等中学に分れ、下等中学では、国語、数学、習字、地学、史

学、外国語、理学、画学、古言学、幾何学、記簿法、博物学、化学、修身学、測量学、奏学の十六教科、上等中学では、国語、数学、習字、外国語学、理学、古言学、幾何、代数、記簿法、化学、修身学、測量学、経済学、重学、動植物学、地学、鉱山学の十五教科を教授し、生徒は三十人位だった。

唐津准中学校規則によると入学は一応、上等・下等小学卒業者で、年令十四歳以上、二十歳以下としているが、「自今ハ学齡ヲ過キ学途ノ奇ルヘキ無キモノ從來皇漢学及ヒ算術等可也ニ心得居ルモノハ、試験ヲ為シ入校ヲ許スヲ法トス。但小学生徒ト雖トモ齡十四歳以上ニシテ下等小学課ノ卒業証書ヲ所持セシモノハ其好ミニ任セ試業ヲ經テ入校ヲ許ス」とあつて、他の二変則中学同様、現実主義的な措置を講じている。教科は表(3)、表(5)のとおりだが、唐津准中学校は公式に外国語を含むことが、他の二校と異なるところである。開校当初の教員には、文武算学所の教授だった小田周助、数学の西尾政典の他、当時東京にあつた河村藤四郎の紹介で、語学教員として静岡県士族の飯田勝貞が招かれた³²。また、幹事として小川司馬太郎が就任した。小川の就任にあつて、小川が佐賀の乱に参加し、除族・懲役の処分を受けていたため、長崎県庁でこれが問題とされた。しかし、佐賀変則中学では現に除族や懲役処分を受けた教員が採用されており、人物としても小川が適任との理由で、小川の幹事就任問題が結着した、という経緯があつた³³。

唐津准中学では英語学科があつたが、この生徒に限り、下等小学卒業者に年齢を問わず入学を許すことにしようとし、明治九年十二

表5 長崎県第八中学区唐津准中学教則一覽 明治九年十月

博物	律学	政体	史学	地学	文法	学級	年齢
博物新篇 五冊	律令精義大意一本	国法汎論 十一冊ノ内 自一至五	泰西史鑑 六冊	輿地誌略 九十一ノ 卷 三冊	続文章軌範 三冊	一級	從十六歳半 至十七歳
	新律綱領自 人命律下終 二至ル	富国捷徑 三冊	十八史略 五六七ノ卷 三冊	同上	文章軌範 三冊 管笠日記 二冊	二級	從十六歳 至十六歳半
	同上		十八史略 一二三四ノ 卷 四冊	同上	古今和歌集 序一帖 土佐日記 二冊	三級	從十五歳半 至十六歳
	賈卷ヨリ人 命律上ニ至 ル		日本外史 九冊	同上	日本文典 一冊 語学新書 下之卷 二冊	四級	從十五歳 至十五歳半
		泰西国法論 五冊 真政大意全 一冊	日本政記 四冊 日本外史 四冊	琉球新誌 二冊 輿地誌略 一ノ卷	定家仮名遣 集一本 同上 同上	五級	從十四歳半 至十五歳
地質学二冊		立憲政体略 一冊 政体論二冊 政治略原 二冊	国史略初冊 日本政記 四冊	兵要日本 地理小誌 三冊	指詞繼詞 結詞テニヲ ハ仮字考二 本	六級	從十四歳 至十四歳半

月、学区取締が県庁に伺書を提出、許可を得ている。⁽³⁴⁾

中学入校生徒之儀ニ付伺

第三十六大区唐津変則中学校伺之上、去ル十月中仮開校仕候末、小学齡ニシテ入校志願之者モ追々有之候得共、年齢成規ニ触候ニ付差止置候、然ルニ当校之義ハ翻訳並皇漢学英語学両種ヲ修業セシムル処ニシテ、英語学ハ尤年若ヨリ不相学候テハ成学無寛束由来ニ付テハ、当分之内英語学ニ限リ下等小学卒業之者ハ、学齡ヲ不問志願ニ任セ、試験之上入校差許度御座候、此段奉伺候成。

鹿島変則中学と唐津准中学を視察した県官は表(6)のように報告している。

(4) 中学校政策の模索

明治十一年(一八七八)五月二十三日、文部省は「中学教則略」、「外国人教師ニテ教授スル中学教則」を廃止し、これによって中学校が準拠すべき教則の基準がなくなった。さらに、同年九月十日には、公立学校開設認可の権限を地方官に委ね、教則、学事規則等は文部省に伺出ることとした。こうした中学校設置の放任政策は、全国の公・私立中学校の増加をもたらした。「学制」実施の進行に伴って、小学校卒業者が増加し、彼等を教育する場が求められてもいた。明治十二年九月には「学制」の廃止によって中学区制度がなくなつた。地域の中学校設置要求をうけて、公立中学校が郡ごとに設置された所もあった。

こうして、全国の中学校数は、明治九年(一八七六)に公立一九

体操	外国語	図画	習字	数学	修身学	生理学	農学	商法学	経済学	化学	理学
文部省 書取	ウイルソン 氏小万国史	譜論 地図及種々 実物写真	細草及 記簿法	二次方程式 及問題 不定方程	修身要訣 二冊	生理發蒙 五冊					植物入門 二冊
同	地理書 書取	同上	同上	一次方程式 及問題	修身論二冊	同上 五冊	実学究理培 養秘録三冊	英国商法 三冊		化学訓蒙 四冊	同上
同	地理書 会話	同上	細行及 記簿法	代数式 開平立ノ加 減乗除ヨリ 分数ニ至ル	同上 二冊	同上 四冊	西洋農家訓 二冊	商法必読 携		同上 四冊	二冊
同	地学初歩 ボス氏文典	同上	同上	同上 加減乗除 数ヨリ開平 立ニ至ル	自由之理 三冊	同上 一冊	土性弁三冊	支那通商必 携	英氏經濟論 三本		物理全志 五冊
同	習字	直線弧線 規紋及容易 キ器物	細楷	開平立ヨリ 対数用法ニ 至ル	勸善訓蒙 五冊		農三事 附録共三冊	商會法則 一冊			同上 五冊
同	綴字 会話	同上	同上	分数及ヒ正 転比例	同上 六冊		商農二学ノ 書目等ハ尚 逐テ改正ス ベシ故ニ此 課目書ハ當 ス分標掲ト				物理楷梯 三冊

表 6 唐津、鹿島変則中学の状況 明治11年 4 月

監 視 項 目	第 6 中学区 唐津准(変則)中学校	第 7 中学区 鹿島変則中学校
(1条) 民心向学ノ景況	近傍士族ノ子弟入学セサル者少シ、且学区外ヨリ連続入学ス。向学ノ景況十分ト云フベシ	
(2条) 学資徴収ノ方法	学区内一般貢金高ニ 6 分 5 厘、戸数ニ 3 分 5 厘、国県税 1 円ニ付 1 銭ツ、協取ス	一定ノ方法ナシ
(3条) 学資富殖ノ方法	未定	ナシ
(4条) 永世維持ノ方法	同	ナシ
(5条) 受業料徴収ノ方法	学区内生徒15銭、学区外生徒 5 銭ツ、収入ス	上等25銭、中等15銭、下等10銭、貧生ハ之レヲ免ス
(6条) 学区取締及ヒ学校世話掛ノ姓名	学区取締 河内明倫、戸町兼学区取締 中溝喜代助。幹事 小川司馬太郎。副幹事 河村藤田郎。雑務係り 麻生芳助	兼学区取締 永田佐次郎。世話掛 西岡常安、田中千尋、安川濟
(7条) 教員及授業生姓名	丸山愿、西尾政典、馬場亨、松浦顕龍、当分雇蜂谷昌勝	谷口中秋、平尾家廉、川原侯吉、谷口復四郎、池辺庸行、岸川研一
(8条) 教則正変ノ区別及教授法ノ良否	正則英語学課ヲ兼置ス	変則
(9条) 教場及書籍器械ノ整否	略整頓ス	稍整
(10条) 生徒ノ数並日々出席ノ数及進学階級	総数103人、日々出席90人、高級 下等第1級	生徒46人、日々出席ノ数29人
(11条) 不就学ノ子女多キ事故	農商ノ子弟ハ中学ニ入ル者少シ	
(12条) 貧民ノ子女ヲシテ就学セシムルノ方法	不設	
(13条) 生徒ノ貧ニシテ受業用品ヲ弁シ得サルモノヲ助ケル方法	受業料ヲ免シ且書籍ヲ貸与ス	
(16条) 路程ノ遠近難易ニ依リ生徒通学ノ弁否	生傍ノ生徒ト雖モ寄宿スル者多シ	

1. 県庁主任六等属北村勝成、訓導辻熊一郎の監視報告。
2. 県図「学校監視表」による。

校、私立一八三校、一〇年は公立三一校、私立三五八校、明治十一年には公立六五校、私立五四校、十二年には公立一〇七校、私立六七七校と、大幅な増加を示している。さきあげた明治八年の校数と明治十二年の校数を単純比較すると、公立は九・七倍、私立は六・四倍の増である。私立の中には教師一人で数教科を教授するような不完全学校が多く、公立校も不完全なものだった。

文部省が中学校の教則準拠基準を廃したといっても、地方が校則や教則をなくしてしまつたということではない。むしろこの時期に各学校の規則は詳細になつていく。長崎県は明治十一年三月二十日県甲第四十六号布達で、従来の「公立中学諸規則」を廃止して、「中学校則」を制定した。³⁵⁾ その緒言には、「本県各区公立中学ハ都テ此校則ニ従ウヘシ、然レトモ此校則ハ、只生徒養成法ノ大体ヲ定ムルノミ、故ニ一校ヲ止ル小規則ノ如キハ、各校其意見ヲ具シ県庁ノ裁可ヲ得テ施行スルモノトス」とあり、これは準則的なものだった。中学校の目的にあたる部分には、「当校ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ヘ、併セテ其志操ヲ鞏固ニシ、其道徳ヲ修養セシム

ルノ処ナリ、故ニ当校ニ入ラント欲スル者ハ、先此旨ヲ体認スヘシ、尚別ニ英学或ハ支那学等ノ部門ヲ開キ教授スルコトモアルヘシ」と規定している。入学資格は年齢十四年以上、二十年以下。ただし、当分小学を経ている者でも、年齢十二、三年以上、齡外二十二、三年以下の者は試験によつて、当校の教則に適應できる学力があれば、臨時に入学することを許す、としている。生徒入学は毎年二度行ふ。課程は大別して上等六級、下等六級とする。教科をみると、外国語そのものはない。また第三章教則の第九条に、「生徒ニ課スルハ邦語ヲ以テスルト雖モ、学校ノ都合ニ依リテハ西籍ヲ以テ口授スルコトアルヘシ」とある。

明治十一年五月二日には、県甲第五八号で変則中学・准中学の名称を廃止する旨を布達した。⁽³⁶⁾

自今公立中学校之儀、准中学変則中学等ノ名称ヲ廃シ、某中学校（譬へハ長崎准中学校ヲ長崎中学校ト唱フルカ如シ）ト改称候条、此旨布達候事。

同年七月には長崎県会が県立中学校の設置を認め、同年十月三十日に、長崎中学校が県立となったが、他の公立中学校が県立移管したのは、翌十二年一月からである。

明治十二年七月には、各中学校が生徒の増加を欲し、入学試験法が簡易に過ぎる、という弊害が生じた。このため、「入学試験科目ハ自今、師範学校付属小学ニ於テ実施スル第一、二級課ニ依ル」よう県から達した。⁽³⁷⁾

明治十一年から十二年にかけての旧佐賀県管内中学校の具体的動

きとしては、(一)公立三中学校の変化、(二)私立中学校「戊寅義学」の設立、(三)小学校内に変則中学科設置、の三点がある。

(イ) 佐賀・鹿島・唐津中学校の動向

佐賀中学校は明治十一年八月、従来の規則を廃止し、一般教則を定めた。一般教則とは、同年三月の長崎県中学校則に準拠したものであろう。その改正教則による開業がなされたのは、九月一日で、その時県令から次のような祝詞が送られた。⁽³⁸⁾

本校ハ第八中学区ノ公立ニシテ普通学科ヲ教授シ、併セテ道德ヲ修養スルノ所トス、教員生徒謹嚴ヲ以テ其学ヲ勉メ、応接受授ノ際互ニ職分ヲ誤ル勿レ、若或ハ一己ノ偏見ヲ以テ事ヲ処スルノ風アラハ、其身ノ榮譽ヲ失フノミナラズ、国家教育ノ大旨ニ違ヒ、公衆共立ノ本意ニ背ントス、庶幾クハ、校員生徒此旨ヲ躰シ、踴勉従事以テ其成功ヲ奏スルニ至ランコトヲ。

生徒募集では、普通学と英学の両方を募集している。

翌十二年一月からは佐賀中学校、鹿島中学校、唐津中学校がともに長崎県立中学校に移管された。四月には、校内諸規則を改正し、生長操拳法、教場規則、舎中規則、通学生規則、浴場規則、来観規則、生徒戒例図を定め、生徒の日常生活全般にわたつて、こと細かに諸規則を定めている。⁽³⁹⁾ これらの諸規則制定は鹿島・唐津両中学においても同様で、内容もほぼ同じである。

同年七月には、長崎中学校とともに佐賀中学校英学教則を制定した。これについて『西海新聞』は次のように報じている。⁽⁴⁰⁾

今回本県に於ては長崎佐賀両中学の英学部教則を正定せられ、
漢の歴史作文等を其中に加へられたる由、右は兎角近來の洋学生
の僻として蟹文は能く綴り能く読み得るも、肝腎の我国文に至り
ては甚だ拙きを以て、往々隔靴搔痒の嘆を免れざるの弊あるに因
り、斯くは改正せられしならん。

改正の趣旨が、英語教育の充実というより和漢の歴史・作文教育
の増加にあったことが知られる。

鹿島中学校については、明治十一年十一月、同校費課出をめぐつ
て藤津郡住民から不服が出、処置に困った長崎県が文部省に伺い
出た。⁽⁴⁰⁾

『文部省日誌』明治十一年十一月十三日長崎県伺

公立学校ヲ其学区ニ於テ負担スヘキ旨ハ学制上明文有之候処、若
シ同区ノ内一方ノ人民各種ノ苦情ヲ唱ヘテ之ヲ否ムトキハ、其情
願ニ任セテ差許シ不苦哉、将夕許スヘカラサル筋ニ候哉、至急何
分ノ儀御指揮相伺候也。

(指令) 十二月十日

伺ノ趣、学区内ノ人民学校ノ負担ヲ否ム者アラハ、其事由ヲ具シ
処分方取調可伺出候事。

右のように文部省からの指令を得たが、公立中学校は十二年一月
から県立に移管し、地方税で維持されるたになっており、実質こ
の問題を処理する必要がなくなった。そのため長崎県庁は、事件未
処分のまま、藤津郡長へ次のように達した。⁽⁴²⁾

其郡旧第三十八大区々長ヨリ鹿島中学校費賦課難出来趣願出候処、

右ハ学制上明文有之、本県限処分難致筋ニ付、書面差下ケ候条、
篤ト説諭ヲ加ヘ不都合無之様可取計事。

こうした公立学校維持のための基礎的行政事項が、一県で処理で
きないところに、公立学校の概念の曖昧さや基盤の弱さがあらわれ
ているといえよう。

唐津中学校は「准」の字がとれた明治十一年五月に文部省へ改め
て学校設立伺を提出し、五月十三日に開学許可を得ている。⁽⁴³⁾ 同校の
年間費用総計は一四九二円、うち授業料収入は八四円、不足金一四
〇八円は中学区内協収金をもって補填するとしている。同校は中学
区の公立中学校一般の性格をもち、『文部省年報』には開校依頼ずつ
と公立中学校として登載されているので、何故この時期に改めて文
部省に開学願を提出したのかは不明である。

(四) 私立中学校戊寅義学

明治十一年十一月、第八中学区佐賀庁下八幡名に戊寅義学が開校
した。⁽⁴⁴⁾ 明治前期の旧佐賀県域ではただ一校の私立中学校である。主
者には江口真臣、田中種審、江副靖臣、主者兼教師には牟田口玄之
助と武富時敏があがっている。明治中期以降、『佐賀新聞』派対『肥
筑日報』派として、佐賀県の政界と言論界を二分にして対立する両
派それぞれの領袖の江副靖臣と武富時敏が、肩を並べて名を連ねて
いるのは興味深い。しかし、旧版『佐賀市史下巻』⁽⁴⁵⁾によると、実質
的な経営者は家永恭種であった。家永は徳久恒範、村地正治、古賀
良三ら同志と諮って松風社なる結社を設け、推されてその社長とな

り、専ら法理を研究し兼ねて代言事務に従事したが、佐賀の文学の風が衰退するのを慨し、松風社の組織を改めて、戊寅義学と為し、和漢学、数学、法理学、経済学等の諸学科を設け、人才を教養した。教授者には家永、武富らの他、明治十五年に長崎県で東洋社会党を結成する樽井藤吉、野中義昌もいた。旧学問から新学問への転換の時勢で戊寅義学の門を叩く青年は頗る多く、江藤新作（江藤新平の子）、加藤十四郎（慶応義塾を出て県会議員、国会議員）、的野半助（衆議員）、伊丹弥太郎（実業家）などが戊寅義学の出身者とされる。設立時の教則をみると、普通学三級（十六歳―十九歳）の上に、法学三級（十九歳以上）を置く。政治学習結社的な性格をいくらかもつた中学校といえよう。明治十三年七月に県甲第一〇六号で専門学校的な学校は中学校の名称を許さない旨の県布達が出されて後は、中学校とは認められなくなったようで、『文部省年報』の中学校表から戊寅義学の名は消えている。さきの『佐賀市史』によると、十三年六月に他の私塾と合併して「栄陽義学」と改称した。栄陽義学のその後は不明である。

(ハ) 小学校内変則中学科設置

明治十一年十一月、小城郡多久村など多久部の村総代が次のように小学校付設の変則中学科設置を県庁に出願した。⁽⁴⁶⁾

変則中学科設置ニ付願

第三十九大区四小区各小学生徒漸次進歩、最早全課卒業之人多有之、就テハ中学校エ入学当然ニ御座候得共、僻地無力者勝ニテ其

儀不任心、去迎其儘差置候テハ相済間敷、区中協議ヲ以多久校内ニ於テ普通学別紙課目之通教法相設度御座候条、御許可相成度奉願候也。

明治十一年第八月

第三十九大区四小区

多久村

板屋村

小侍村

長尾村

多久原村

各村総代各三人 計一八人

(人名略)

副戸長、戸長兼学区取締、区長が連署した副書には次のようである。

本区ノ義、僻地無力ノ人民勝ニテ、小学卒業生徒十中ノ二三ハ中学校入学ノ者モ可有之候得共、其七八ハ内輪難渋ニテ俊巡ノ間、貴重ノ光陰ヲ経過シ、遂ニハ学業荒廢ノ不幸ヲ蒙候弊害免レ難ク、如何ニモ其儘難擱候条、右様難渋ノ向ハ幾分カ自由就学ノ余地ヲ占有致サセ候様、特殊ノ御評議ヲ以テ願意御採納相成候様仕度(云々)。

この願いはかなえられ、同年十二月か翌十二年一月には、多久小学校内に変則中学科が開設した。同じ頃、同じ小城郡内の小城桜岡小学校内にも変則中学科が開設された。

多久部は旧藩時代、鍋島藩親類同格多久家の領地で、一七〇〇年

代初めから多久家家来のための郷学の「東原厩舎」が設置され、士分、卒だけでなく庶民の一部まで郷学に就学した。明治二年四月、多久家は領有の土地と人民を鍋島藩政府に返還——版籍奉還——して、「多久団結」を結成したが、それにともなって同年十二月から東原厩舎は多久郷学校と改称、さらに廢藩置県後は多久小学校と名を変え、「学制」頒布まで続いた。明治六年には学制による小学校が旧多久部内村々に創設された。

小城は旧藩時代は鍋島藩の支藩小城藩の領地であり、藩校興讓館が設けられていた。桜岡小学校はその後裔ということになる。

『長崎県報告雑誌第八号』⁽⁴⁷⁾によると、多久変則中学の開校以来、入学生徒は増加し、学事も進歩の兆しをあらわしたが、「学費は一ヶ年の予算金高凡そ五百円にして、之を共同収集するに当りては甚た困難の事情あり」という状況だった。桜岡変則中学課も同じ状態だったであろう。

明治十二年十一月には杵島郡武雄小学校内に変則中学科付設の願書が提出された。⁽⁴⁸⁾近隣の藤津郡には既に鹿島中学校が設置されていたが、「各小学卒業生及ヒ齡外ノ者、(中略)貧窮ニシテ学資ニ乏シク、或ハ事故有リテ入学スルコト能ハザル者武雄部内ニ在リテモ鮮少ナラズ、然レトモ部内協同シテ中学ヲ設クルノ議モ亦当今俄ニ之レヲ成スコト得ズ、徒ニ卒業生齡外ノ者ヲシテ光陰ヲ送ラシムルコト遺憾ニ堪ズ」と、設置の理由が副書されている。ここでも、小学校卒業生や貧窮生、晩学生のために中学校設置の要求が起こってきたのである。武雄も多久と同様に佐賀藩の大配分領地で、旧藩時代

から郷学の「身教館」が設けられていた。「身教館」も多久「東原厩舎」同様、明治三年に武雄郷学校、廢藩置県時に武雄小学校と改称した。学制後の武雄小学校は広い意味では、身教館の後裔といえる。学区取締の立野元定は身教館の教官だった。

二、中学校基準の設定

明治十一年からの設置放任政策で、地方の中学校の学科課程や教育内容およびその程度が多様化し、全体としては、一定の教育水準を保つことが困難になってきた。そこで文部省は明治十三年に公立私立中学校の教則や使用教科書について、府県に対する諸達を通じて規制を強めた。また、明治十二年(一八七九)九月二十九日公布の「教育令」では、中学校について「高等ナル普通学科ヲ授クル所」⁽⁴⁹⁾(第四条)と規定しているのだが、ここでは、中学を「学制」にみられたような総合的な中等学校とはみなくなった。学校を普通教育の体系と専門学校の体系とに整理し、中学校を普通教育の中に位置づけたのである。⁽⁴⁹⁾この傾向は翌十三年十二月の「教育令改正」でさらに強められた。ついで明治十四年七月に文部省は「中学校教則大綱」を定め、中学校の目的を「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為ニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」と規定し、中学校の二重目的性を明らかにした。この大綱によって、中学校教育内容に一定の教育標準が定められることになった。

(1) 長崎県の中学校政策

長崎県は明治十三年二月二十日甲第二十二号で、県立中学校を対象とした「長崎県中学校学則」を制定した。⁽⁵⁰⁾全文二十条の比較的簡略な規程であり、教育目的に関わる条項はない。第二条の入学資格では「生徒ハ小学校卒業ノモノタルベシ。但相応ノ学力アルモノハ此限ニ非ス」と規定し、年齢ではなく小学校卒業ないしその学力を入学資格として明記した。第十一条では、学科概目として、習字、文章学、地理学、史学、物理学、化学、生理学、博物学、経済学、修身学、数学、画学、記簿法、説話、体操を掲げ、そのほか、本邦の現行法律の研究などをあげている。第十二条では、長崎および佐賀中学校の英学概目をあげている。習字、読法、文章学、地理学、史学、物理学、化学、生理学、博物学、経済学、修身学をあげ、英学の傍らで「本邦及ヒ漢土ノ文章歴史ヲ教授スベシ」としている。両学科概目との内容や教科書については記していない。学期は四カ月となっている(第十三条)。以後、県立学校はこの学則の綱領によって教則を製したが、各学科毎週授業時間、教科用書、授業法などの細則は各学校で定めた。

明治十三年七月二十二日には、甲第百六号で、中学校名称について次のように布達した。⁽⁵¹⁾

甲第百六号

文部省ヨリ指令ノ次第モ有之、教育令第三条ニ掲クル学科ヲ具備セサルモノハ中学校ト称スル儀不相成候条、従前変則中学校ト称

セシモノハ、該校ニ於テ教授スル主眼ノ学科ニ拠リ、教育令第二条専門学校或ハ各種学校ノ部類ニ属シ、右変則中学校ノ名称廢停可致、此旨布達候事。

明治十三年七月二十二日

長崎県令内海忠勝代理

長崎県少書記官 金 井 俊 行

文中にある長崎県から文部省への伺、指令は三度にわたってなされた。⁽⁵²⁾まず、明治十三年二月六日、同年第二号文部省達で小学に正

則、変則の別をなしているが、中学もこの達に準拠して正則、変則の別を立てるべきかを伺ったのに対し、文部省は四月一日、「中学校ニ正則変則ノ別無之儀ト伺心得事」と指令した。ついで、四月十七日、「中学校種別之儀ニ付再伺」を行った。四月一日付で、中学に正則、変則の区別がない旨指令があったが、「中学ハ元ヨリ高等之普通教育ナレハ教育令第三条ニ有之読書算術之各科ヲ備ルハ当然ニ候処、私立学校ニハ其一科若クハ二三科ヲ教授候者居多有之、右等ハ変則ト称セサレハ名実不相協哉ニ候得共、猶同一ニ中学ト称シ可然乎」と伺い出たのである。これに対し文部省は五月二十八日付で、「読書算術等一科若クハ二三科ヲ教授スルモノハ中学校ニ非サル儀ト可心得事」と指令した。この指令を一応了解しながら、しかし文部省雑誌掲載の他県伺・指令との関連で疑問が氷解しなかつた長崎県は、さらに六月十四日付で、次の四カ条を質問した。第一条から第三条では、「中学ノ正格」に合格していなくても、小学校学科より高等の普通学科を授ける学校や、高等普通学科よりなお高等の学術を一科以

上教える学校を何と称すべきかを問うた。第四条では、諸学科の高等と下等の「界限」を明示しよう伺った。これらの疑問点に対し文部省は七月十四日付で、次のとおり指令した。

第一条 第二条 第三条ノ学校ハ、教育令第二条専門学校及ヒ各種学校ノ部類ニ属スベキモノニ付、該校ニ於テ教授スル主眼ノ学科ニ拠リテ種別シ、夫々名称ヲ付スベキ儀ト可心得事。

但教育令第三条掲クル所ノ学科ヲ悉ク具備セサルモノハ中学校ト称スル儀不相成候事。

第四条 小学校ニ於テ授クル所ノ程度ヨリ高尚ナルモノヲ高等普通学科ト称スヘク、其他ノ学科ニハ一定ノ界限無之儀ト可心得事
三次にわたる伺・指令をとおして、文部省の中学校政策の基本姿勢が看取できる。すなわち、指令では、中学校を普通学校の体系の一環として把握している。「教育令」第三条は小学校の学科を規定した条項であるが、そこに掲げた学科を普通学科の基本とし、それらの学科の具備を中学校の条件としている。ここには、準拠基準の一定化をはかろうとする文部省の施策姿勢があらわれている。勿論、中学校の普通学科は小学校のそれより内容的に高度でなければならぬ。しかし、どの程度に高度かは不明なままである。従つて、「高等ナル普通学科」の概念はまだ不明確である。

さきにあげた長崎県の布達（県甲第百六号）は、以上の経緯を経て布達されたものである。

以下、明治十三年以降の旧佐賀県域中学校をめぐる具体諸相について、次の四点でみていこう。(一)小城郡における県立中学校誘致争

い。(二)既設あるいは新設中学校の動向。(三)教員品行規定の適用問題。(四)西松浦郡県立中学校誘致争い。

六〇

(2) 小城郡における県立中学校誘致争い

明治十三年三月、小城郡各町村戸長委員六人が連署して、小城郡内に中学校を設立するよう願書を県庁へ提出した。出願文書には桜岡、多久両小学校変則中学課を合併し、「位置等之儀ハ双方便利ノ地ヲ撰定、追テ出願仕儀ニ御座候」とあつた。この一文をめぐつて、以後の位置争が起ころ。以下、佐賀県庁所蔵文書『小城中学校設立一件』と題する文書をもとに、県立中学誘致争の経緯を辿つてみよう。⁽⁵³⁾

同年七月十二日、県庁は「其郡内桜岡、多久両小学校中学科合併、更ニ県立ト為シ小城中学校ト改称シ、尚七月ヨリ費用地方税ヲ以テ支弁シ、県庁ニ於テ直轄候条、此旨相達候」(学第四十号)と示達した。

この県庁指令に対して、多久地区の板屋、小侍、多久原、下多久長尾、別府、納所、多久の各村総代と戸長委員が一斉に猛反発し、抗議文を小城郡長と県庁に提出した。それは、「今般当郡変則中学ヲ県立中学ニ御改制相成旨奉欣仰候」と県立移管を歓迎しながら、位置が小城町内に決まったことに対しては、「寒僻ノ地ナカラモ元一団結ノ場所」で「明治十一年許可ヲ蒙リ(中略)中学科施行旧多久部各小学卒業生ヲ教育」してきた「旧多久部人民ニ於テハ、何分承服仕兼候」と反発するものだった。そして、「右位置ノ儀、特別ノ御詮

議ヲ以テ最前願出置候旨趣ニ基キ、双方便利ノ場所工御査定成シ下サレ度」と、最初に取り決めた原則による位置選定を請願した。

一方、小城郡長は小城町北部、南部、久米ケ里の三戸長に、小城町内に県立中学を設置することの可否と「多久部ヨリノ情願ニ同意ノ儀ハ無之哉」と尋問し、これら戸長は、「県官ニ於テ郡内一般将来便宜ノ場所ヲ御見据相成タル義ニ御座候得ハ、私共ニ於テモ至当ノ義ト奉存、別ニ存寄無御座」と、上申した。

多久側では八月十八日、多久部の各村戸長が連名で、村民の信義を失する事態になったとの理由で、小城郡長持永秀貫を通して、県庁に戸長職の辞職願いを提出した。先に郡長に請願を提出したのは、「旧多久人民ヲ誑欺スルノ趣意成リシナラントノ詰責ヲ受ケ、之ニ対シテ実ニ弁明スルノ術ナシ」と、「旧多久人民ノ哀情ヲ察シ、安堵セシムルノ処置アランコトヲ懇請」したもののだが、郡長は「県官ノ見込ヲ以テ位置査定相成リシ上ハ、初メ多久人民ニ対シ説諭シタル儀モ有之候得共、今日ニ於テハ更ニ県官ノ見込ミヲ以テ至当ト相考候ニ付、何分演舌ノ情実ヲ汲ミ取扱ヒ難ク、矢張表向出願アラハ速ニ可進達」と冷たく返答した。戸長等は「我々一村戸長タリトモ、人民ニ対シ信義ヲ失ヒ候テハ将来百事奉ルノ目的ハ無論、即今村務取扱ヒ難クニ付」と、辞職願いを提出したのである。

小城郡長は多久部戸長らの行動を非難し、「調査致候処（中略）人民ニ対シ信義ヲ失シ云々ト有之ニ付、信義ヲ失スル儀ハ無之」と弁明文書を添付して、戸長等の辞職願いを県庁に進達した。

さらに小城郡長は、県庁担当官の壬生光三等属と坂元規貞八等属

にあてて、(一)学校位置は先日の指示通りに実行され、多久の願書によつて改制されることはない、(二)「位置ヲ小城町部ニ御撰定相成候義ハ、現今桜岡、多久両校之中学生ノ為メ而已ナラス、併テ将来郡中一般ノ為メニスル御趣意ト存候」と、二点の質問書を提出、「頃日多久ヨリ一、兩名出崎之者へ御説諭ノ大意ヲモ概略御内示被下候ハハ幸甚存候」と、希望を付した。

県官の壬生光は九月一日、郡長の質問事項に回答の上、説諭案を作成した。

多久ヨリ一、兩名出崎ノ者へ次官ヨリ御説諭ノ大略

小城郡ニ中学校ヲ設立スルハ、即小城全郡ノ為メニ設立スルモノニシテ、偏ニ小城村又ハ多久村ノミノ為メニ設立スルモノニ非ス、(中略)全郡ノ為メニ設立スル以上ハ自ラ公論アルベシ、其小城ト多久トノ中間ニ設立セント云フ議ハ只ニ村間ノ情ニ出テタルモノノ如クニシテ、全郡ノ公益タルコトヲ謀リタルノ論ニ非サルカ如シ、又小城、多久ハ全郡中学文ノ開ケタル処ト云フノ論アレトモ、他村モ亦各漸次ニ開進スルノ勢ナキニ非レバ、二村果シテ能ク今日ノ位置ヲ数年ノ後ニ保チ得ヘキコトトモ信認シ難シ、因テ彌之ヲ設立スルノ場所ハ今日ノ景状ニ関セズシテ、後年ノ便利ヲ商リ二村ノ情状ニ拘セズシテ、全郡ノ公益ヲ量リ、然後之ヲ撰定セザルベカラザルモノナレバ、今只子等ガ情願ニ従フコトヲ得ズ。県官としては当然な意見と云えよう。

九月になると、多久部の要求に明白な拒絶意思を示さない県庁の態度に不安をもつた郡長は、県庁に速やかな指令を上申した。これ

表7 小城郡多久原村諸岡説太郎 証書・辞令

証明年月日	年齢	証書・辞令	校名
明治 年・月・日	・歳・月		
八・九・二八	一一・六	下等小学第八級卒業	多久原小学分校
八・九・二八	一一・六	同 第七級卒業	同
九・二・二五	一一・一	同 第五級卒業	多久原小学分校
九・四・一八	一一・一	同 第四級卒業	多久原小学分校
九・九・二七	一一・一	同 第三級卒業	多久原小学分校
九・九・二七	一一・一	同 第二級卒業	同
九・二・二二	一一・九	同 第一級卒業	同
九・二・二二	一一・九	同 全科卒業	同
一〇・二・二二	一三・一	上等小学校第八級卒業	多久原小学校
一〇・三・三〇	一四・一	同 第七級卒業	同
一〇・四・三〇	一四・一	同 第六級卒業	同
一〇・六・九	一四・三	同 第五級卒業	同
一〇・七・三〇	一四・四	同 第四級卒業	同
一〇・九・一〇	一四・三	拔群の勉勵・学業進歩につき、上等賞を授与し『日本略史』四冊と小筆三本を下賜	長崎県
一〇・一〇・一六	一四・七	上等小学第三級卒業	多久原小学校
一〇・二・二四	一四・九	同 第二級卒業	同
一一・二・二七	一四・一	同 第一級卒業	同
一一・三・二六	一五・	同 全科卒業	同
一一・三・二七		授業生 申付	多久原小学校
一一・三・二七		月俸金一円支給	同
一一・三・二七		依願職務差免	同
一一・一〇・二三	一六・七	変則中学科第六級卒業	多久原小学校
一三・四・二九	一七・一	同 第五級卒業	同
一四・四・二五	一八・一	同 第三級卒業	同

(多久市諸岡 素氏蔵)

を受けた県庁は、九月三十日県令名で、「書面其郡中学校位置小城郡へ相定候条、此旨可相心得候事」と指令することにした(案)。

しかし、十月になっても多久側はあきらめない。校舎建築その他、開校準備の履行を保留するよう県庁に出願して拒否されると、今度は現在ある桜岡の変則中学科は正式の公許を得ないで設置された形跡がある点を出していく。多久側の戸長らは小城郡長に、「小城桜岡小学校内変則中学科設置之義、何年何月何日許可相成候哉」と伺い、郡長から「書面許可相成候義無之候事」という回答を引き出した。

それを受けて多久側は戸長、人民総代計二十六人が連名で、「県立中学位置之義ニ付再願」を県庁に提出、公式の許可を得て設置された多久変則中学科と公許の事実のない桜岡変則中学科を同列に置くべきではなく、公許を得ていた諫早、武雄の変則中学科が県立中学校になったのと比例して、多久校こそが県立に移管されるべきだ、と主張した。これに対し小城側は、公式文書はなくても、県官は既成事実として桜岡変則中学科を認めてきた、と反論した。

対立に業を煮やした県官の壬生光は、同年十一月、「多久今日之情況ハ、幾下固我ニ陥リ、正論公議ハ復タ舎テテ顧ミザルモノノ如ク候ヘハ、今之ニ明瞭ナル御説示アルモ、到底腹は面非、論鋒ヲ倒カシマテニテ、正論公議ノ門ニ伏スル事ハ有之間敷、(中略)然ラバ逆小城地方人民ノ如キハ頻ニ御改制ノ旨意ヲ履行アランコトヲ懇請切望スルノ際ニ付、之ヲ此儘ニ舎カレ候テハ、又々何等ノ葛藤ヲ生シ不都合ノ場合ニ立至候哉モ難計」として、説示は二の次にして、次のような案を郡長に諮詢することを考えていた。

一つは、「多久人民ニ於テ到底両中学科ヲ合併シ位置ヲ小城ニ定ムルコトヲ不便ト思認致候ヘハ、多久ニ分舎ヲ置キ、第一年生丈ヲ教養スルノ便利ヲ与ヘ候様ニ取計」うこと。もし、この案を多久人民が拒否すれば、改制を中止して、処置を十四年度県会に諮ること。

二つめは、「到底多久ニ於テ二校合併シテ位置ヲ小城ニ定ムルコトヲ不便トスレバ、合併スルコトヲ止メ、(中略)多久ハ依旧村立学校ト為シ置キ、小城中学科ヲノミ改制シテ、県立ト為ス」方法である。

即ち、一つは、小城を県立中学校とし、多久にその分校を置く案、いま一つは、小城を県立中学校とし、多久を従来通り村立中学校として存続する案である。

結局、小城に県立中学校を設置されたが、長崎県から文部省への報告書によれば、その開校は、明治十四年十月頃になった。⁽⁵⁴⁾そして、多久の変則中学科は、別掲表(7)のような卒業証書によれば、⁽⁵⁵⁾十四年四月迄存続したことが確認される。以上のように対立が長引いた原因の一つは、一方がかつての支藩であり、一方が佐賀本藩の大配分地だったという、藩制時代からのいきがかりによる。また、多久には藩制時代から、他の藩校や郷学に勝るとも劣らない伝統と実質を持った郷学が存在して、学問が盛んだったという自負があることによる。しかし、これまでの議論では、中学校はどんな目的をもって、どんな教育をする学校かは全く論じられていない。総じて言えば、小城、多久双方とも、旧体制的な教育意識、学校観から抜け出せず、新しい中学校観を持つに至っていないのである。

(3) 各中学校の動向

佐賀中学校では邦文科と英文科を設置していたが、明治十三年十二月、英文科教則を表(8)のようにより整備したものに改めた。邦文科は地方税によったが、英文科経費は旧知事の鍋島家からの年々四〇〇〇円寄付金とその他寄付金によった。明治十四年六月には校長相浦肇から、寄付金名簿がだされているが、それによると最高の一五〇円が大隈重信と大木喬任、一〇〇円は佐野常民、西村貞陽、石丸安世、中山信彬、鍋島茂文、七〇円は中牟田倉之助、鍋島幹など、総人数八七人、総計一七六二円七五銭に達している、中には佐賀県とは直接関係ないと思われる神奈川県の実業家で、横浜に高島学校⁽⁵⁶⁾を設立して洋学教育の普及に努めた高島嘉右衛門の一〇〇円寄付もある。明治十五年五月十二日付『西海新聞』によると、鍋島家から寄付金使途については異論もあり「都合に依れば該金額の寄付を見合せ、更に私立学校の経費に充て、壮年子弟を教育する路を開く内評議あり」との評判があった。⁽⁵⁷⁾佐賀中学校の位置は元来佐賀城外北堀端の旧弘道館跡にあったが、手狭になったため、明治十五年七月に城内の佐賀郡役所と場所を交換したい旨内務省に伺い出て認可された。

県立鹿島中学校、同唐津中学校、同武雄中学校では、十三年二月の「長崎県中学校学則」にもとづいて、十三年から十四年をはじめにかけて、教則を改正した。大綱は「県学則」によっているが、具体的な事項については各校で特色がある。⁽⁵⁸⁾

明治十三年七月以降、従来の三校に加え、次々県立中学校が誕生

表 8 佐賀中学校英文科教則 明治十四年

科目	級	第一年生		第二年生		第三年生		第四年生	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
物理学									
画学		二		二		二		一	
英文			二	四		二		二	
化学								四	
生理学								二	
博物学								全上	
地理学				四		四			
史学				六		六		六	
訳読									
読方									
単語									
会話									
綴字									
科目									
	時間週								
	前期	五							
	後期		二						
	時間週								
	前期								
	後期								
	時間週								
	前期								
	後期								
	時間週								
	前期								
	後期								
	時間週								
	前期								
	後期								
	時間週								
	前期								
	後期								
	時間週								
	前期								
	後期								

修身学	簿記学	経済学	書取	数学	和文章	和史学	習字	体操	説話
				三	一	四	二、五	二、五	
				筆算摘要一、二、三	文体明弁纂要、作文公私書版及雑文	国史略一、二、三	スベンシリ	アン習字体	
				三	一	四	二、五	二、五	
				全上四、五	全上	国史略四、五十八史略一、二	全上		
			一	六	一	四	二、五	二、五	
			読本歴史	ロビンソン算術初歩	文体時弁纂要、作文雑文及記事	十八史略、三、四、五、六、七	全上		
			一	六	一	四	二、五	二、五	
			全上	同算術初歩、ブラクチャールアリスメチック	全上	統十八史略四、五、三、	全上		
			一	六	一	三	二、五	二、五	
			全上	同ブラクチャールアリスメチック	文章軌範、作文記事論	日本外史一ヨリ十迄	全上		
			二	六	一	三	二、五	二、五	
			ウエーラント経済論	同全上、代数、幾何	全上	全上十一ヨリ終迄	和習字本漢		
			二	六	一	二	二、五	二、五	
			二	代数、幾何	全上	通鑑臨覆要一ヨリハマテ	全上		
			二	六	一	二	二、五	二、五	
			全上	代数、幾何	全上	全上九ヨリ大尾マテ	全上		

習字体操各々二、五ト記スルモノハ土曜日ヲ除クノ外日々三十分ノ積ム所ナリ
 説話ハ毎月二回ト定メ而シテ該課ヲ行フトキハ習字体操ノ時ヲ以テ之ニ充ツ

し、一郡(三根、養父、基肄三郡は共通)に一校ずつ配置された。

明治十三年七月、杵島郡に武雄中学校、十四年六月(実際は十月)、小城郡に小城中学校、十五年七月、神埼郡に神崎中学校、同年八月、三根・養父・基肄三郡に轟木中学校、佐賀県再置後の十七年二月、西松浦郡に有田中学校の順である。

武雄中学校は明治十三年はじめに武雄小学校内に変則中学科を開設していたが、これが独立、十四年一月に新築校舎が落成し、郡内の学務委員にあてて、生徒募集広告を出した。⁽⁵⁹⁾

小城中学校は前述の紛擾の末の開校である。

以上の新設二校は、何らかの意味で旧藩学校あるいは旧郷学の後裔だが、これ以後設置の三校は、前身校をもたない。

神崎中学校は明治十五年一月から三月まで中学校寄付金を募った。神埼郡の大石太郎が五〇円、郡長の大坪利晋、書記栗並章道、同中島資雄、同郡の県会議員山辺生芳らの一〇円などが大口で、金二六五円三〇銭集まった。校舎の落成は八月中旬、開校式は九月十二日に挙行された。校長は内藤正由で生徒は七十余人と報じられている。⁽⁶⁰⁾

轟木中学校は十五年十月に竣工、同年十二月に生徒は七十余人に達した。⁽⁶¹⁾ 校長は永田某。

有田中学校については後に述べる。

(4) 教員品行規定抵触問題

明治十四年には佐賀中学校教員三人に係る品行規定抵触問題がこつている。自由民権運動へ教員が関与することを恐れた文部省は、明治十三年の改正教育令第三十七条に「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス」との規定を追加し、品行に関する一条件を加えた。そして翌十四年一月三十一日付で「教員品行検定方心得」を内達したとされる。さらに同年七月二十一日付文部省達で「学校教員品行検定規則」を制定、懲役、禁獄、鎖錮の刑を受けた者、荒唐暴激等の行為者など、「品行不正」の内容を明示した。⁽⁶²⁾

十四年一月三十一日付の「検定心得」内達で、抵触者が多くいることを心配した長崎県は二月十八日、文部省に伺書を提出した。⁽⁶³⁾

教員任用之儀ニ付伺

客月三十一日付教員品行検定方心得内達相成候処、本県ニ於テハ去ル七年佐賀暴挙ニ与ミシ懲役一年以上ノ刑ニ処セサレタル者多ク、殊ニ佐賀地方之如キハ從來是等之者ヲ以テ教員ト為シタル学校不少候得共、今之ヲ除却候テハ忽實際ノ教育ニ差支、且他ノ罪犯トモ異ナル者ニ候得ハ、都テ依旧任用致度、此段相伺相候也。

しかし、文部省は七月二十三日付で「書面伺之趣難聞届候事」と指令してきた。佐賀地方では目立った自由民権運動はなかったが、

佐賀の乱関係者は多く、小学校、中学校教員に「心得」該当者は相当たると推定される。文部省が七月二十三日になって指令したのは七月二十一日付達「学校教員品行検定規則」によつたためであらう。指令を受けた長崎県では、次の三人をあげて、特別の詮議を求め、再伺を提出した。⁽⁶⁴⁾

除族ノ上懲役五年	佐賀県中学校長兼訓導	相 浦	肇
同	三年	監事兼訓導	原 口 元 照
同	二年	准訓導	櫛 山 叙 臣

この三人について、次のように伺つた。

(前略)方今佐賀中学校ノ職員ニ任用致居殊ニ相浦肇、原口元照ノ如キハ皆士民ノ望ヲ繋キ、教育之事ニ付テハ何レモ精神ヲ込メ数年来学校ニ従事シ、為メニ学事モ進歩、今日ニ於テハ生徒ノ如キモ百七八拾名ノ多キニ及ヒ、校規嚴肅学科整備幾ト県立中学十ニ三校中第一、二等ノ間ニ位スルニ至ラシメ、其功不尠者ニ有之、今停罷候テハ、学校ノ隆替ニモ関係シ、他ニ任用可致見込ノ者モ無之候条、依旧任用致度、特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成度、此段更ニ相伺候也。

文部省は十月三十一日になって、「書面伺之趣無余儀相聞候ニ付、特ニ聞届候事」と指令してきた。他に佐賀の乱関係教員は相当いたと思われるが、現存文書ではその処置は不明である。この事例のように、佐賀の乱関係者は不問にされたと思われる。

(5) 西松浦郡中学校の誘致問題

西松浦郡内に県立中学校設置の議がおこつたのは明治十五年初めである。⁽⁶⁵⁾同年一月、郡内十一学区の学務委員、戸長が連署して県立中学校設立願書を、郡役所経由で長崎県庁へ提出した。県庁はこれを取り上げ、開設資金として地方税支出教育費三千円の増額を検討している。

しかし、設立に向けて実際に動き出したのは同年の後半になってからで、⁽⁶⁶⁾十二月十一日に西松浦郡長の永田輝明は各学務委員、戸長に対し、学校位置問題を諮問、日本有数の陶磁器生産地として知られる有田皿山を適当地と決め、学務委員、戸長から有田皿山を学校位置として承諾する旨の請書を取りつけ、同地選定の理由書などを添えて県庁に上申した。郡内中央地で商業地の伊万里を抑えて有田皿山が選定されたのは次の様な理由からである。

一、生徒の健康上、風紀上で有田が優れている。
 二、有田皿山の人口は五七〇〇余人で郡内最大であり、交通及び生活の面で便利。
 三、陶磁器生産様式の近代工業化をめざす有田は洋語、精味学（セイミ学つまり化学）、画学への学習要求が高く、入学者も多いと予想できる。

四、校舎、寄宿舎の建築資金として多額の金が必要だが、有田の市中から一五〇〇円ぐらいの寄付金を集金できるメドが立っている。伊万里の場合はそのメドが立たず、一戸長掛りに平均一〇〇円位の寄付金分担が必要となるが、各村はこれを負担しきれない。

まとめれば以上の四点だが、有田優位の最大の理由は第四点にあった。郡役所からの上申を受けた県庁は、翌十六年一月十八日に学校位置として有田皿山を指定する旨を傳達した。

ところが、二月になって突然、伊万里町から郡役所を通さず直接知事あてに学校位置変更を嘆願してきた。伊万里側は中央伊万里に中学校を設置することが、前年末の諮問時からの各村の本意だったとし、伊万里町有志連署の嘆願書のほかに、他村を含めた十二人の学務委員、戸長連署の「請書御取消願」、「中学校位置御変更願」を添えて嘆願した。県庁からの電報照会に驚いた郡役所は、急いで請書取り消し願書に連署した戸長らを詰問、五人に「請書取り消し願を除名願」を提出させ、これによって支持者は有田側が再逆転した。郡役所は「中学校位置ニ関スル開申書」、「中学校位置ノ儀ニ付伊万里ヨリ指出候嘆願書ニ対スル弁明書」など十五通に達する文書を添えて、伊万里側の嘆願を却下するよう上申している。その論旨は、有田の優位性を再確認するとともに、伊万里に同調した学務委員、戸長らの行為を、一五〇〇円の寄付金支弁を突然言いだした伊万里町の甘言に誘導された無定見な行為として決めつけるものだった。県庁もこれらの上申資料を基に、郡役所とほぼ同様の判断を下した。こうして改めて中学校位置として有田皿山が確定した。

同年四月に県庁は、文部省に有田中学校設立を伺い出、これを認可する旨の文部省の電報指令を得た。しかし、この電報指令を追うように文部省は、普通学務局長辻新次の名で後にみるように、かなり長文の示達をしていた。長崎県内の他の中学校とのバランスで、

有田中学校の開設を涉々認めながらも、県内中学校の不完全状態を早急に解決するため、中学校の統廃合を暗に示唆する内容だった。

新設の有田中学校は建築費と校費のための地方税支出額を巡っても若干の紛糾があった。長崎県時代の十六年の県議会で三〇〇〇円の地方税支出が決まっていたが、佐賀県再置によって佐賀県庁に事務が移管されて後、明確な説明もないままに、支出額が二五八円減額された。「県会ノ公議ヲ以テ支出セシ該費金ヲ引揚ラルルハ学事勸奨之御主旨ニモ相戾リ、且人民ヘ勸メタル寄付金ヲ謝絶或ハ減額ノ願ヲ為スモ難量」とする郡役所は、再三両県庁にかけ合ったが、両県庁とも、「最早年度経過シタル今日ニ至リ請求候共、到底無詮議ト被存候、就テハ不得止儀ニ付寄付金ノ内ヨリ支出候様方法ヲ立テ云々」と、無責任な回答をするだけだった。

以上のような迂余曲折はあったが、有田中学校は明治十七年二月十九日校舎棟上げ式、二十日入学試験、二十五日に開校式を執行した。校長には筏玉城が就任した。「有田白川小学校日誌」によると、白川小学校からは百田繁次ら一九人が入学し、二十七日には有田出身の元鹿島藩藩儒で、鹿島中学校教員を勤め、藍田私学を開いている谷口藍田（中秋）が開校記念の講釈を行った。

(6) 中学校の統廃合

こうして、佐賀県内には一郡一中学校の割合で八校の県立中学校が存在することになった。しかし、この時は既に中学校政策は転換点にさしかかっていた。文部省は明治十四年七月に「中学校教則大

綱」を定め、中学校制度運営の基礎を固めた。有田中学校設立に關連して長文の示達を送ってきた文部省は、長崎県内の中学校が、この大綱に準拠できるかと懸念した。特に有田中学校は経費が僅少で、その危惧は深かった。

有田中学校設立について文部省指示⁶⁷⁾

督学第六百五十二号

本月十一日付ヲ以、県立中学校設置之儀ニ付御伺出之趣有之、同月二十日伺之通電信ニテ認可可相成候。然ルニ、貴県下中学校ノ数ハ今回設置ノ分共十三校有之候へ共、佐賀中学校ヲ除ク外ハ、各校ノ経費額何レモ僅少ニシテ、将来教則大綱ニ基キ、中学校ノ教育ヲ完整セントスルニハ、其準備上如何哉ト懸念致シ候。抑中学校ノ如キハ、一県下ニ於テ数多ノ学校ヲ設置候トキハ、勢ヒ費用支出ニ差支、之カ為メ、中学校ノ資格ヲ維持セントスルモ能ハス、終ニ其名中学校ニシテ、其実ヲ失フニ至ルハ免レ難キ次第ニシテ、殊ニ今回設置ノ有田中学校経費ノ如キハ、其額甚ダ僅少ニシテ、到底完全ナル中学校ノ資格ヲ維持セントスルニハ、其準備不充分ヲ免レサル様相見候間、容易ク認可相成ヘキ筋ニハ無之候へ共、該校設置之件ハ客年六月三日付ノ開申ニ対シ、本月十三日指令ノ次第モ有之、且貴県下他ノ中学校ノ例ヨリ考フレハ、目下該校ノミヲ如何トモ致シ難キ事情可有之相察シ候間、此度ハ先ツ其儘認可相成候義ニ有之候条、尚将来ハ貴県下一般ノ中学校設置上改良ノ儀ニ就キ精々御計画ノ上、寧ろ校数ハ相減シ、完全ナル中学校ヲ設置相成候様致シ度、此段申進置候也。

明治十六年四月二十六日

普通学務局長・文部大書記官

辻 新次

長崎県令 石田英吉殿

明治十七年四月の佐賀県会は県立中学校は中央の一枚だけを残し、他の七校は県立を廃することが議決された。七月に改めて県立佐賀中学校が創設され、鹿島、唐津、小城、武雄の各中学校は町村立中学校に転換した。他の神埼、轟木、有田の各中学校は高等小学校になった。公立四校のうち、小城、武雄は十九年には廃校となり、鹿島、唐津の二校がかりうじて中学校程度の私立校として存続、やがて再び県立中学校として再生する。

まとめにかえて

以上、明治前期佐賀県および三藩県、長崎県統合時の中学校の成立から統廃合までの過程を通覧した。簡単にその特色を列挙してまとめにかえたい。

一、明治前期佐賀県の公立中学校八校のうち先発の五校は、旧藩校、旧郷学の後裔である。旧藩制時代、とくに佐賀藩域（三支藩を含む）では、武士層のための学校の発達が著しかった。間接的ではあるが、中学校の成立はこの伝統を継承しているといえる。

二、佐賀の乱以来、佐賀県は政府にとって難治県とされ、とくに、

「佐賀士族ハ征韓憂国代言社会及ヒ旧門地家ノ四派ニ分レ互ニ相軋シ議論ノ多キ全国無比ト謂フモ可ナリ」という状態だったが、

この議論の多さは、開成校や中学校をめぐる議論にも影響し、開成校や中学校は論争の温床にもなりかねなかった。そのため、とくに佐賀城下では中学校の管理運営に県も慎重だった。

三、県立中学校の誘致をめぐる目立った対立は二件あった。一つは小城と多久の争いである。誘致合戦は長びいたが、双方ともに、旧体制的な教育意識、学校観から抜け出せず、新しい中学校観を持つに至っていない。もう一つは、有田と伊万里の争いである。ここも同じく地域争いだが、地域の新しい教育要求、中学校教育

のもたらす効果などについて、いくらかの意識がみられる。

四、公立中学校を最終的には各郡に一枚ずつ配置したが、いずれも「資本ノ薄少ニ苦ミ完全ノ地区ニ達スルコト能ハス」(69)文部省からも統廃合の必要性を指示された。森文政期の明治十九年に、地方税支弁または補助による中学校設置が各府県一中学校に制限されるが、それに先立って佐賀県では、明治十七年七月に県立中学校を一枚に統廃合することとなった。

注

原資料の取蔵場所については、次のように略記する。

佐賀県立図書館蔵『明治行政資料』一県図

佐賀県庁総務学事課管理文書一県誌

また、本稿で引用した文書の多くが、佐賀県教育委員会編『佐賀県教育史 第一巻 資料編(1) 佐賀県、平成元年刊』に記載されている。その場合は、原資料簿冊名と『佐賀県教育史 第一巻』の取蔵箇所を併記した。なお同書

を『県教育史一』と略記する。

- (1) 明治四年の中学校については拙稿「明治初期における佐賀の学制改革——廃藩置県前後の動向——」(『佐賀大学教育学部研究論文集三七—二』一九九〇)。
- (2) 明治前期中学校の全国的動向については、国立教育研究所編『日本近代教育百年史 3 学校教育編(1)教育研究振興会、一九七四。仲新監修『学校の歴史 3 中学校・高等学校の歴史』第一法規、一九七九を参照。
- (3) 県図「諸願伺届 明治七年」。「県教育史一」七九五頁。
- (4) 県図「諸願伺届 明治七年自七月至十二月」。「県教育史一」七七一〜七七九頁。
- (5) 明治九年四月に巡視の文部省中督学野村素介の報告、『文部省年報』第三年報(明治八年報)督学局年報。「県教育史一」三三〇頁。
- (6) 同右。
- (7) 校則・教則は内閣文庫『佐賀県史料』学校、に収載。『県教育史一』二八六〜二九一頁。
- (8) 長崎県立図書館蔵「旧佐賀藩・元開成校書籍保存書」。「県教育史一」一六七〜一七六頁。
- (9) 県図「諸届書 自明治七年七月至十二月」。「県教育史一」七九九頁。
- (10) 県図「諸伺届 明治八年」。「県教育史一」八五六・七頁。
- (11) 同右。同右書八五七頁。
- (12) 前掲『文部省年報 第三年報』督学局年報。「県教育史一」三三二頁。
- (13) 『佐賀県史料』学校。「県教育史一」三三〇・一頁。
- (14) 県総「管内願伺指令留 明治九年」。「県教育史一」九一八頁。
- (15) 同右。同右書九一八頁。
- (16) 県総「学校設立願 明治八年」。「県教育史一」八〇九頁。
- (17) 早稲田大学図書館「大隈文書」イ一四—A二五二。「県教育史一」九二二・三頁。
- (18) 前掲『文部省年報 第三年報』督学局年報。「県教育史一」三三二頁。
- (19) 県図「官省進達 明治九年」。「県教育史一」八八七頁。
- (20) 同右。同右書八八七〜八八九頁。「佐賀県史料」学校。「県教育史一」三〇七〜三一頁。
- (21) 県図「管下布達原書」。「県総」管内願伺指令留。「県教育史一」八八九

八九六頁。

- (22) 県総「管内願伺指令留」。「県教育史一」八八九〜八九六頁。
- (23) 県総「学吏進達録 明治九年」。
- (24) 同右。
- (25) 県総「県公報」。「県教育史一」五七〇頁。
- (26) 県図「本庁達並指令留」。「県教育史一」九五六頁。
- (27) 同右。同右書。
- (28) 「鹿島市史 下巻」二二六頁。
- (29) 「佐賀県史料」学校。「県教育史一」二二一〜二二六頁。
- (30) 「唐津市史 下巻」九九六〜九九九頁。
- (31) 佐賀県立唐津高等学校「創立六十周年記念誌」八九〜九〇頁。
- (32) 県総「管内願伺指令留」。「県教育史一」九〇八〜九一六頁。
- (33) 「唐津市史 下」九九七頁。
- (34) 県総「学吏進達録 明治九年」。
- (35) 県総「管内願伺指令留」。「県教育史一」九一六頁。
- (36) 県総「県公報 明治十二年」。「県教育史一」五三三〜五四二頁。
- (37) 県総「県公報」。「県教育史一」五四六頁。
- (38) 内閣文庫「長崎県史料」学校。
- (39) 同右。
- (40) 県図「私学開業願 明治十二年」。「県教育史一」一〇一九〜一〇二三頁。
- (41) 長崎県立図書館「西海新聞」明治十二年七月二十六日。蟹文とは横文字つまり西洋文字。
- (42) 『文部省日誌』明治十一年第十九号(佐藤秀夫編「明治前期文部省刊行誌集成 第一巻」文部省日誌 明治五・六・十一年)。
- (43) 『長崎県史料』。
- (44) 県図「各学校設立文部省伺指令」。「県教育史一」九六七〜九六九頁。
- (45) 県図「各学校設立伺」。「県教育史一」九九二〜九九五頁。
- (46) 佐賀市「佐賀市史 下巻」佐賀市役所、昭和二十七年、一〇〇・一頁。
- (47) 県図「本庁五課往復」。「県教育史一」九八五〜九八七頁。
- (48) 長崎県立図書館「長崎報告雑誌」第八号、明治十二年十二月二十二日。「県教育史一」一〇三七頁。
- (49) 県図「各学校設立伺」。「県教育史一」一〇三〇〜一〇三五頁。

- (49) 谷口琢男『日本中等教育改革史研究序説』第一法規、昭和六十三年、二九・三〇頁。
- (50) 『県公報』、『県教育史一』五九〇～五九三頁。
- (51) 『県公報』、『県教育史一』一六〇二頁。
- (52) 長崎県立図書館蔵『官省指令留 明治十一年一月ヨリ十四年十二月マデ』。
- (53) 県総『小城中学校一件』、『県教育史二』一〇四五～一〇五七頁。以下引用もこの『一件』綴りによる。
- (54) 前掲・長崎県立図書館『官省指令留』。
- (55) 多久氏在住の諸岡氏が所蔵されている多久の土族諸岡説太郎(通資長男)の卒業証書及び授業生辞令をたどってみると、すでに年齢が高いせいもあるが、下等小学、上等小学をどんだん進級していることがわかって興味深い。また、多久学校の変則中学校は明治十四年四月までは確実に存在していたことがわかる。
- (56) 県函「郡区学校御届」、『県教育史一』一〇九七～九九頁。
- (57) 『西海新聞』明治十五年五月十二日。
- (58) 県総「県立学校教則及規則何指令」、『県教育史一』一〇七五～八二頁に唐津・武雄両校と佐賀中学校英文科教則を取載。
- (59) 『武陵回顧』昭和五十九年に、広告文を取載。
- (60) 神埼中学校については『西海新聞』明治十五年三月二十九日、同年九月二十日に記事がある。
- (61) 轟木中学校については、『鎮西日報』(『西海新聞』を改題)十五年十二月九日に記事がある。
- (62) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史第二卷』昭和十三年(昭和三十七年復刻)教育資料調査会、五一九～五二四頁。
- (63) 長崎県立図書館「官省指令留」、『県教育史一』一〇九五・六頁。
- (64) 同右。同右書。
- (65) 県総「有田中学校一件」、『県教育史一』一一〇五頁。
- (66) 同右。同右書、一一〇六～一一〇八頁。一一三八～一一四七頁。
- (67) 同右。同右書一一四七頁。
- (68) 参事院議官山尾庸三による明治十六年長崎県巡察復命書(我部政男編『明治十五年、十六年地方巡察使復命書 上巻』三二書房、一九八〇年)『県教育史一』一一五四頁。

(69) 同右。同右書。

(平成二年四月五日受理)